

無人航空機の試験飛行届出要領

1. 目的

航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第131条の4ただし書及び第131条の7第2項ただし書の規定に基づく航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第236条の規定により、試験飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合においては、登録を受けていない無人航空機及び登録記号の表示等の措置が講じられていないものであっても航空の用に供することができる。とされている。

本要領は、登録の義務及び登録記号の表示等の義務が適用除外となる試験飛行の届出の方法及び試験飛行を行う場合に講ずるべき措置の要領を定めることを目的とする。

2. 対象

試験飛行を行うとして届出することが可能な無人航空機は、研究開発のために飛行させるもの又は製造過程において飛行させるものとする。

研究開発のために飛行させる無人航空機とは、機体の仕様が確定しない段階であって、安全性や性能の向上のため、仕様変更や設計変更を繰り返しつつ確認する状況にあるものをいう。なお、完成した無人航空機を活用する実証試験等については、研究開発を目的とする試験飛行には含まれない。

また、製造過程にある無人航空機とは、量産又は受注して販売される無人航空機であって、出荷前の製品検査や調整等のために飛行させる無人航空機をいう。

3. 届出に係る手続

試験飛行の届出に係る手続は、以下の方法により行うこととし、試験飛行の実施の責任を負う者（以下「試験飛行責任者」という。）が届出を行うものとする。なお、届出とは、国等に対して一定の事項を通知する行為であり、届出書への必要事項の記入など形式上の要件を満たす必要があることから、この要件を満たさないものや届出内容に誤りがあるものは、届出としての法的効果は発生しないことに留意する。

(1) 登録システムによる手続

試験飛行の届出は、ドローン情報基盤システム（登録機能）（以下「登録システム」という。）によるオンラインで行うことができる。

登録システムにより届出を行う場合は、試験飛行を開始する日の少なくとも5開庁日前までに届出を提出するものとする。

(2) 郵送による手続

試験飛行の届出は、登録システムによる他、郵送により行うことができる。届出に当たっては、無人航空機の試験飛行届出書様式（以下「届出書」という。）に4.の記

載事項を記入し、参考となる事項を添付して提出することができる。なお、届出書の欄内に全ての事項を記入できない場合は、「別紙のとおり」と記入し、添付する別紙に記載しても差し支えない。

郵送により届出を行う場合は、試験飛行を開始する日の少なくとも5開庁日前までに管轄官署へ必着するよう届出を提出するものとする。

(3) 届出先

届出は、次表に定める提出先に提出するものとする。なお、試験飛行の区域の所在地が国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第217条に定める地方航空局の管轄区域のいずれにも該当する場合は、当該届出を行う試験飛行責任者の住所を管轄する地方航空局長へ提出することとし、当該届出を行う者の所在地が本邦外である場合にあっては、東京航空局長に提出するものとする。ただし、公海上における特定区域の届出は、国土交通大臣に提出するものとする。

また、郵送による届出は、規則第243条の規定により、最寄りの空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

試験飛行の区域の所在地	届出の提出先
東京航空局が管轄する区域	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京航空局保安部運航課
大阪航空局が管轄する区域	〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 大阪航空局保安部運航課

(4) 試験飛行の届出の事項

規則第236条第2項に基づく届出は、次に掲げる事項（以下「届出事項」という。）を記載した届出書を提出しなければならない。なお、届出書の記載事項の詳細は4.に示す。

- ① 氏名又は名称
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ 電子メールアドレス
- ⑤ 規則第236条第2項第1号のその他の連絡先として、法人・団体の場合にあっては連絡先となる試験飛行責任者の氏名並びに所属する部署名及び事務所の所在地
- ⑥ 試験飛行の目的
- ⑦ 試験飛行の日時
- ⑧ 試験飛行の区域及び高度
- ⑨ 試験飛行に用いる無人航空機の種類その他無人航空機の概要に関する事項
- ⑩ 法第132条第2項第2号の許可又は法第132条の2第2項第2号の承認（以下「許可等」という。）を必要とする飛行の場合の取得状況

- ⑪ 規則第 236 条第 4 項の措置を講じていることの申告
- ⑫ 規則第 236 条第 2 項第 4 号のその他参考となる事項として、試験飛行責任者の登録システムへのログインに必要なログイン ID

(5) 変更届出

試験飛行に係る届出を行った後に、届出事項の内容の一部を変更する場合の届出は、変更がない事項を含めて(4)に定める届出事項が記載された届出書を提出して行うものとする。なお、郵送による手続きにあつては、(4)に定める届出事項に加えて、変更を行おうとする届出に係る届出番号も記載するものとする。なお、届出事項⑨のうち機体の重量、最大離陸重量又は寸法については、受理された届出の値から±10%未満の変動である場合には、変更届出を出すことを要しない。

(6) 届出番号の通知

規則第 236 条第 3 項に基づく届出番号は、(4)又は(5)の届出があつたときに登録システムから発番される。届出番号は、届出の記入内容が形式上の要件を満足する場合に限り通知され、(1)登録システムによる手続きの場合、登録システムから電子メールにより自動的に通知するものとし、(2)郵送による手続きの場合は、電子メールにより通知するものとする。この際、(2)郵送による手続きにおいて、届出者から提出した届出書の写しを求められた場合は、届出者から必要な切手を貼付した返信用封筒の提出がある場合に限り、当該届出書の写しを届出者へ返送する。

4. 届出の記載事項

規則第 236 条第 2 項に基づく書面による届出書の記載事項は次のとおりとする。登録システムによる届出については、本項に準じて必要事項の入力を行うものとする。なお、許可等の申請と併せて行う 3. (2)郵送による手続を行う場合は、次の(8)の記載を省略することができる。

(1) 氏名又は名称

試験飛行責任者の氏名とする。法人・団体にあつては、試験飛行責任者が所属する法人・団体の名称とする。

(2) 住所

試験飛行責任者の住所とする。法人・団体にあつては、試験飛行責任者が所属する本店又は主たる事務所の所在地とする。

(3) 電話番号

飛行中、危険回避等の目的で、操縦者に緊急の連絡をする必要が生じる場合があるため、試験飛行中を含め試験飛行責任者と常時連絡のとれる電話番号とする。

(4) 電子メールアドレス

試験飛行中を含め試験飛行責任者と常時連絡のとれるメールアドレスとする。

(5) 規則第 236 条第 2 項第 1 号のその他の連絡先として、法人・団体の場合の試験飛行責任者の氏名並びに所属する部署名及び事務所の所在地

法人・団体の場合の試験飛行責任者の氏名並びに所属する部署名及び事務所の所在地とする。

(6) 試験飛行の目的

試験飛行を行う目的とする。なお、当該目的が 2. 対象の範囲に該当しない場合

は届出の要件を満たしたものとしない。

(7) 試験飛行の日時

試験飛行の開始日時及び終了日時を記載し、期間については1年を限度として記載することができる。

(8) 試験飛行の区域及び高度

試験飛行の区域は、区域の所在地、区域の端点の緯度・経度及び区域の範囲を地図上に示した資料を添付する。3.(1)登録システムによる手続きの場合にあつては、地図上に区域の範囲を示した画像及び地図データ(GeoJSONファイル)を添付する。この場合において、区域の範囲を地図上に示した資料から位置や範囲が特定できない届出は、届出の要件を満たしたものとしない。

試験飛行の高度は、試験飛行における飛行の高度の上限とする。

(9) 試験飛行に用いる無人航空機の種類その他無人航空機の概要に関する事項

試験飛行に用いる無人航空機の種類、寸法(全高、全長、全幅)、重量、最大離陸重量及び無人航空機の概要(機体の用途、機体構造、エンジン又はモーター数、動力伝達装置、操縦用無線送受信機、制御装置、型式名(決定している場合に限る。))を示す資料とする。

(10) 規則第236条第2項第4号のその他の参考となる事項として、許可等を必要とする飛行の場合の許可等の状況

試験飛行を行う場合の許可等の要否とする。許可等が必要な場合は、許可等の申請状況及び許可等状況を確認するものとする。

(11) 規則第236条第2項第4号のその他の参考となる事項として、規則第236条第4項の措置を講じていることの申告

5. に掲げる試験飛行に当たって講じる措置を行うことの申告とする。

(12) 登録システムへのログインに必要なログインID

アカウント開設後に登録システムから通知されたログインIDとする。なお、試験飛行責任者がログインIDを保有していない場合は省略することができる。

5. 試験飛行に当たって講じる措置

規則第236条第1項第2号の規定に基づく試験飛行に当たって講じなければならない措置は、次のとおりとする。

5-1. 試験飛行の区域に講じる措置

試験飛行を行う場合には、試験飛行の区域周辺の人又は物件の安全を確保するため、次に掲げる措置が講じられなければならない。

(1) 無人航空機が試験飛行の区域の外に逸脱することを防止するための措置

試験飛行の区域の外に無人航空機が逸脱し、人又は物件に危害を及ぼすことを防止するため、以下のいずれかの措置を講じることとする。

- ① (2)において第三者の立入りを管理する区域の外縁に対し十分な距離を確保した飛行とした上で、無人航空機の飛行を監視し、試験飛行の区域外に無人航空機が逸脱するおそれがある場合に、操縦者への飛行中止を指示する、当該無人航空機を網で捕獲する等の対処をすることができる補助者を配置する
- ② 試験飛行の区域の外に無人航空機が逸脱することを防止するために、十分な

強度を有する紐等（長さが 30 メートル以下のものに限る。）を用いて無人航空機を係留する

(2) 試験飛行の区域への第三者の立入管理

試験飛行の区域への第三者の立入りを管理するため、以下のいずれかの措置を講じることとする。

- ① 塀、柵、フェンス等により、試験飛行の区域の外縁を全て示し、無人航空機の試験飛行を行う区画であって、第三者の立入りが禁止されている旨の表示を行う
- ② コーン、看板等を設置することにより試験飛行の区域の外縁を示した上で、試験飛行の区域内に第三者の立入りを管理するための補助者を配置する

5-2. 無人航空機の表示

規則第 236 条第 4 項に基づき、試験飛行を行う無人航空機と無登録・無表示の無人航空機を区別するため、届出番号及び試験飛行中の機体であること等を物理的に機体へ表示しなければならない。なお、届出番号の表示は、試験飛行の責任者の氏名及び連絡先を機体に表示することで代えることができる。その他の表示の方法については、「無人航空機登録要領」7-1. に準ずる。

5-3. 届出書の写し及び届出番号の携帯

試験飛行を行う者は、以下のいずれかの媒体を携帯し、必要に応じ届出内容及び届出番号を提示しなければならない。

- (1) 登録システムにログインすることにより、届出内容と届出番号を表示することができる端末又はその表示を印刷したもの
- (2) 届出受理後に国から返信される届出番号が記載された届出書の写し
- (3) 提出した届出書の写し及び登録システムから送信された届出番号が記載された電子メールを表示できる端末又はその表示を印刷したもの

5-4. 試験飛行責任者の管理・確認

試験飛行責任者は、試験飛行の区域内において試験飛行の対象となる無人航空機の管理及び試験飛行を適切に実施することについて確認しなければならない。

附則（令和 3 年国官参次第 117 号）

この要領は、令和 4 年 6 月 20 日から施行する。

無人航空機の試験飛行届出書

(区分： 新規、 変更)

年 月 日

殿

下記の無人航空機について、航空法施行規則第 236 条による試験飛行を実施したいので、関係書類を添えて届出します。

試験飛行責任者の情報	氏名・名称	フリガナ		
	住所 ^{*1}			
	法人・団体の場合の届出の代表となる者	氏名	フリガナ	
		部署名		
		事務所の所在地		
	電話番号			
	メールアドレス			
	登録システムログイン ID			
		※保有していない場合は省略可		
試験飛行の目的				
試験飛行の区域とする場所の所在地及び高度	所在地：			
	試験飛行の区域とする場所の端点の緯度・経度：			
	飛行する高度の上限：			
飛行の日時				
法第 132 条第 2 項第 2 号の許可、法第 132 条の 2 第 2 項第 2 号の承認もしくはそれらの複数を必要とする許可等の取得状況の確認	<input type="checkbox"/> 取得済又は申請中 / <input type="checkbox"/> 申請不要			
変更前の届出番号（変更届出に限る。）				
試験飛行に用いる無人航空機の種類その他無人航空機の概要に関する事項	種類	<input type="checkbox"/> 飛行機、 <input type="checkbox"/> 回転翼航空機（ヘリコプター） <input type="checkbox"/> 回転翼航空機（マルチコプター）、 <input type="checkbox"/> その他		
	仕様	寸法		

	重量 最大離陸重量
	説明
試験飛行の区域にて安全措置を講じることの申告※ ²	<input type="checkbox"/> 無人航空機が試験飛行の区域の外に逸脱することを防止するため以下のいずれかの措置を講じることとする。 (1) 操縦者へ飛行中止の指示、無人航空機を網で捕獲する等の対処を行う補助者を配置する。 (2) 無人航空機を係留し試験飛行の区域の外へ逸脱することを防止する。 <input type="checkbox"/> 試験飛行の区域への第三者の立入管理するための以下のいずれかの措置を講じることとする。 (1) 塀、柵、フェンス等による試験飛行の区域の外縁を示した上で、第三者の立ち入りを禁ずる表示を行う。 (2) コーン、看板等による試験飛行の区域の外縁を示した上で補助者を配置する。

※1 本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

※2 申告内容について全ての項目に☑を記載すること。

注) 届出書が形式上の要件を満たさないものや届出内容に誤りがある場合は法的効果を発生しない。